○阿智村水道事業給水条例

昭和49年3月11日
条例第7号

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この条例は、水道法(昭和32年法律第177号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、村営水道の管理及び給水について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「村営水道」とは、阿智村が導管その他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。

(2)　「給水装置」とは、需要者が水の供給を受けるため、村の施設した配水管から分岐して設けた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(3)　「共用給水装置」とは、2以上の世帯又はこれに準ずるものが共用する給水装置をいう。

第3条　削除

第4条　削除

第2章　給水装置の工事及び費用の負担等

(給水装置の新設等の申込)

第5条　給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、あらかじめ水道事業の管理者の権限を行う長(以下「管理者」という。)に申込み、その承認を受けなければならない。

2　管理者は、前項の規定により給水装置の新設等の申込みをした者(以下「申込人」という。)に対し、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水装置工事の施行)